

## 別紙標準様式（第7条関係）

## 会 議 録

会 議 の 名 称	平成29年度 第1回環境影響評価審査会
開 催 日 時	平成29年5月20日（土） 10時00分から 12時00分まで
開 催 場 所	枚方市役所別館4階 第三・四委員会室
出 席 者	会 長：梅宮委員 委 員：石井委員、伊丹委員、今井委員、佐古委員、松井委員、丸山委員、 村田委員
欠 席 者	尾崎委員、笠原委員、東野委員、日置委員、柳原委員、山本委員
案 件 名	・枚方京田辺環境施設組合 可燃ごみ広域処理施設整備事業について
提出された資料等の 名 称	資料1 京都府の環境アセスメント制度 資料2 可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書手続きスケジュール 資料3 枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書の概要 資料4 枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る計画段階配慮書 資料5 枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る計画段階配慮書 要約書 参考資料1 枚方市環境影響評価条例 参考資料2 京都府環境影響評価条例（抜粋） 参考資料3 環境影響評価項目比較表（京都府・大阪府・枚方市）
決 定 事 項	答申案については会長に一任し、会長から市へ答申を行う
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	1
所管部署（事務局）	環境部 環境指導課

## 審 議 内 容

### 案件

枚方京田辺環境施設組合 可燃ごみ広域処理施設整備事業について

1. 京都府環境影響評価手続について（事務局より説明）

### 質疑なし

2. 計画段階環境配慮書について（事業者より説明）

### 質疑応答

委員：眺望点の選定について、甘南備山からは見えないだろうという調査の結果ですが、地形上、見える可能性があり、とても近いと一番影響あるのではないかと思います。まず、可視領域図というのを示していただき、峠とかハイキングコースとかの眺望点と重ね合わせた上で、もう少し説得力がある眺望点を据えていただきたい。

事業者：可視領域図については、配慮書では今回掲載していないが、検討段階ではつくっているのを紹介させていただく。この計画地の地盤高に100メートルの煙突の頂上は地形的に見えるかどうかという観点で可視領域図をつくっている。

この図の地盤高は、国土地理院の数値基準の10メートルメッシュの標高データを考慮しているが、地形上の樹木等により遮へいされる情報は難しく、あくまで標高データと煙突の高さの関係で、見えるか見えないかを示している。この緑色で示したところが煙突の頂上が見え得るだろうということになり、甘南備山の地点については緑で示される部分になる。

このことから、見えるのではないかとということで実際現地に行き確認した。そうすると、甘南備山の山頂に、展望ができるような広場が整備されているが、その広場からは、枚方側を見ようとするような配置になっており、計画地の区域は、その後ろ側になる。後ろ側はどうだろうと見ると、樹木があって、視界は開けていない。季節によってはその木々のすき間から見える可能性はあるかもしれないが、基本的には樹木で樹林になっているので、見えないことを確認した。

委員：展望台だけでなく、通り道になっていたり、眺望点としてハイキングで楽しめるような場所は計画地の方を向いていないか。

事業者：甘南備山の展望台については、先ほど西側と説明したが、北側に向き京都市内を一望できるような展望台になっており、今回、施設が立地する南側は、樹木で何も見えない。そこへ登る散策路も歩いてみたが木が生い茂っており見渡すことがほとんどできない状況を確認している。

委員：また、景観資源についても抽出いただいているが、検討のほうに入っていないくて、例えば景観資源から煙突が見えるのかとか、景観資源を眺める眺望点から見たときに煙突が邪魔しないかということも検討する項目ではないか。

事業者：例えば、景観資源との間に何か構造物ができてしまって、景観資源が見えなくなってしまうという場合には、影響があるだろうというような考え方で整理をしている。今回、先ほどの眺望点の西側の国見山については、そもそも煙突が見えないので、景観資源の関係で考えても問題はないということになるが、東側の飯岡丘陵のところから、先ほどのフォトモニターでも景観資源としての甘南備山、山の山頂を写真上に表示していますが、それと照らして新施設の煙突の位置は甘南備山からは少し写真上左のほうにずれたところに位置していることから、景観資源としての甘南備山の視認性に与えるが、視認性の変化の影響は小さいだろうと考えている。

委員：景観資源として抽出されている寺院や神社から植物等よい景観とされているものを見たときに煙突が邪魔することはないか。

事業者：今回、配慮書の段階での景観の検討対象地点としては、説明資料の18ページ、一番下に出典されている文献資料の中で、その風景がいい場所、見晴らしがいいとかという観点で紹介されているような場所を眺望点の候補として選んでいる。

委員：この対象にした神社とお寺からの景観は、今後検討されるか。

事業者：今回この出典資料の中では神社、お寺というところに対して、風景も非常にいいですよという紹介のされ方をしているものがないので、対象にしていけないが、今後、方法書以降の検討にあたって、眺望点はこれで十分なのか、方法書段階の御意見もいただきながら、検討していくことになる。

委員：今、307号線を通勤道路として利用しているが、東部清掃工場の高い煙突による圧迫感が、周りに何も建物がない分、すごく目立つと感じている。今回の眺望点からの景観だけではなくて、日々通る、その身近なところからの眺望、もあわせて調査していただけたらと思う。特に近くに東部清掃工場があるので高い煙突が続けて二つ並ぶのかと思うと、毎日通る人にしては、気になるところなので、遠方の観光地の眺望点からの景観も大事だが、身近なところでの景観に御配慮いただきたい。

委員：それについては私も思っている。あと、X案、Y案、地盤の高さを検討するときにも近景を考慮していただきたい。

委員：この地図で最寄りの住宅地というのは、先ほどの緑で示される可視領域の中に入っているのか。日々の生活の中で一番ごらんになられるのが、その地域の方々だと思う。

事業者：この緑の色がついているところからは、いずれの場所からも見え得る可能性があるということになるが、アセスメントの中で全ての地点からの評価というのが難しいところがある。その中で、代表的な地点を選んで検証しようという考え方をしているが、その代表性というのを考えるときに、ある個別の個人から見える場所という観点ではなくて、ある程度不特定多数の人が集まって、風景を楽しもうとするような場所が、やっぱり代表性を考えると重要な側面の一つかなという考えで、先ほど示した文献から、そういう紹介のされ方をしているような場所を選んでいる。

個別の直近住宅から見えるか見えないかは、物理的に検討はできると思うが、今回は必要性の観点から、ある程度不特定多数の人が景観を楽しみ得る場所を代表的な地点として選んで検討している。

ただ、各委員から御意見いただいたような、ほかにも眺望点としては、あり得るのではないかとの指摘については、今回、配慮書の段階では施設計画自体が、本当に想定域を脱しないということもあるので、いわゆる概略の検討にとどめざるを得ないところもあり、今後の方法書以降の段階では、ある程度プラントメーカーからの聞き取り等も交えながら、施設の形とかも含めて想定ができるようになっていっているので、その過程では、もう少し御意見も踏まえながら、眺望点として肉づけすべきところがありとすれば、その辺を必要に応じて考慮の上、詳細な検討を、方法書以降ではやっていかないとはいけないと考えている。

委員：不特定多数の方でないといけなければ、例えば、その集落の中の集会所とかというものがあれば、そこをぜひ眺望点として据えていただきたい。

事業者：審査会からの意見とか助言を踏まえながら、今後の参考にさせていただきたい。

委員：A案、B案、高さで景観がどう変わるかという話のときに、100メートルでの可視領域図ができるなら59メートルもできるのか。

事業者：本日は用意できていないが、両方とも作成した。

委員：この緑の面積が大きく変わるのではないかなと思う。可視領域図は限られた眺望点からの見える見えないよりも、よりいろんな人への影響を示すいい図だと思う。これを用いてA案B

案比較するのも案ではないか。

事業者：現時点では用意できていない。

委員：それと、景観上、煙突が見える見えないだけではなく、色や白煙など、すごく景観上、印象が悪いので、そういった項目も考慮いただきたい。例えばこの煙突高さによって、白煙の出方が違うとか、高さだけではなくて、高さによる景観への影響などはないか。

事業者：まず、色については、他のアセスメントの事例が、ごみ焼却施設だけではなくて、道路事業とか、いろんなアセスメントの事例があるが、計画を進めていく途中経過で、色までを最終的に決めるのは難しい側面もあると考えている。

その中で例えば、色彩の観点でどういう配慮が必要なのかとか、配慮が必要という側面があれば、それは必要な環境保全措置ということで、色彩の検討等を行うということをしていく必要があると思うが、準備書の段階でどこまで、アセスメントの手續過程でどこまで決めていけるかというのは、難しい面もあるかもしれない。

委員：それは理解できる。最終的に環境保全措置として加えていただきたい。

事業者：白煙については、今現在、煙突から出ているものは基本的には水蒸気である。東部清掃工場については白煙防止装置とで、水蒸気が見えないような処置をとっている。そういった防止方法もあるが、本来、東部清掃工場も、ごみ焼却施設の焼却による熱をエネルギーに変えて、発電事業等も行っており、白煙のために温度を上げることによってエネルギーが取られてしまうという問題もある。排出される白煙が水蒸気なので少しぐらい出ても大丈夫だから、発電のほうに重きを置くという事例もあるので、白煙を防止するのがいいのか、エネルギーのほうに持っていくのがいいのかという検討は今後していく。

委員：承知した。他にメリットがあるなら検討していただきたい。高さによって白煙が変わるとかはないのか。

事業者：高さによって変わることはない。

委員：今回の配慮書では近くの地図がなく、住居が700メートルぐらい離れていて、500メートルぐらいに農地があるという説明は聞くが地図がないのでよくわからないので地図をつけていただきたい。それにより、この辺の住居から見えるのではないかというようなことが指摘できるかと思うし、日照も電波も今回影響がないというふうに、配慮書3の8に、に書かれているが、その根拠となる地図がないので、納得できないので、ぜひ近場の地図も載せていただきたい。

事業者：配慮書については既に印刷して公表してしまっている状況もあるので、次、方法書という手續で、できるだけその情報をわかりやすく対外的に示していきたいので、今の御助言を参考にさせていただきます。

委員：スライド資料26番、27番のあたりで、工事中の走行ルートというのが書かれているが、一部歩道がない2車線道路を通ると書いてある。ここは生活道路として住民が使っているとか、あるいは通学路になっているとかいうような可能性があるのかわからないが、これについても、詳しい地図がわかれば、わかりやすいと思う。

それと、その下の残土処理について、何万台かのトラックが行き来するが、それは、時間帯は何時ころで、通学時間帯と合致するのか。もしそれが通学道路で、歩道がないような車道だったら、どういうふうな子供たちを守るためのガードが立つのかとか、その辺の配慮についてお聞きしたい。

また、土砂はどこに運ばれるのか。事業計画地から京田辺のほうに向かって捨てに行くのか。あるいは、すぐ近くに捨てに行くのかで、トラックがどこを通過して行くかにより、周辺住民ないし子供たちの安全を考えなければいけないと思う。

事業者：事業計画地周辺地域は通学路はなく、住宅もほとんどない地域である。枚方市域内については、歩道が整備され、京田辺市域、こちらの京奈和道路より東の歩道は整備されているが、

枚方市域から京奈和道路区間、この間については、まだ歩道の整備がされていない。これについては現在、京都府のほうで今後、そういう歩道の整備とかをされていくということを聞いており、保全是されるという形で聞いている。

そして、工事用の車両のダンプの計画について、搬出はするが、どちらに搬出するかも決まっておらず、どのような量で出ていくかもまだ決まっていない。その中で今後、計画の中でどうすれば一番適切な、安全を配慮した搬出になるのかということを経後の方法書以降で、工事計画が進んでいく中で検討をしてみたいということで御了承いただきたい。

委員：承知した。

委員：X案とY案を比較するとき、供用後は、X案のほうが5メートル余計に毎回上ることになり、供用後は、こっちのほうが環境に悪影響があるような気がするが、そういったことは考慮されないのか。

事業者：5メートル程度であるが、パッカー車についても性能が上がっており、電気自動車というところも出てきており、そういうふうな扱いによって影響の負荷も変わってくるので、その5メートルの差がどこまでの差になるかというのは、今はまだ想定はしていない。

委員：工事中のほうが影響がずっと大きいということか。

事業者：工事中のほうが大きいと考えている。

委員：勾配差はどれくらいあるのか。

事業者：勾配は6%で同じである。115メートルの地点に到達するのと、120メートルに到達する地点の距離の長さで、80メートルぐらい差が出る。

委員：この施設の耐用年数は何年か。

事業者：今の段階で、新しい施設は35年の稼働は決めているが、それをいつまで使うという計画はまだつくっていない。

委員：意図としては、短期間の搬出土砂の影響だけじゃなくて、どっちかという長期間の影響のほうが大きいかどうかを検討いただきたい。

委員：この地域における自然環境について、甘南備山は京都府、枚方においても自然度が最も豊かな地域として知られていて、動植物の大きな核になっている地域である。ただ、非常に孤立化が進んでおり、既に国道により分断され、尾根筋には枚方の東部スポーツ公園のような各施設がつくられて、動物、植物の移動ということはある程度配慮しないと、結果的に甘南備山の自然は守れていくことができなくなっていく。ここは生駒とか信貴山につながるグリーンベルトの一角なので、ここの地域が航空写真で見ても、緑のベルトの最後の砦みたいになっている。自然環境については、いろいろな情報を取り入れてあるが、どの程度調査がされているのか。動物、特に哺乳類は、国道を横断するロードキルも起きていると思うので、そのような配慮も大事かと思う。

眺望点のところでも説明があったが、展望台から南のほうに神社があって、そこはかなりうっそうとしたシイなど重要な森林があるとのことだが、それが、少し高いということもあり、眺望点から清掃工場のほうを見えなくしている。逆に言えば、そういう神社の森がうっそうとして、ちょうど目隠しになってしまっているという部分はあるのではないかと思う。ただ、その自然をきちんと守っていけるのか。森林も微妙なところがありまして、酸性雨や中国から来る汚染物質やらの関係もあり、枝枯れというのか、先のほうが枯れてきたりすることもある。清掃工場の煙突が高くなれば、水分だけと言われましたけれども、その他の酸性物質等が結果的には、高ければ逆に拡散して、甘南備山の自然に大きな影響を与えていかないかというのが、ちょっと懸念される。

地図が広域過ぎて、細かいところが見えないので、もっと絞った地域の地図を示してもらいたい。

今残された自然が余りにも貧弱なので、これ以上の破壊は、できるだけ避けたいというふうな観点も必要だと思う。

事業者：配慮書の2-58ページに現状の植生図を掲載しており、確かに、委員の御指摘のとおり、この計画地の北から西にかけてのところが、色が白っぽい開発地的なところの色分けがされていて、それよりさらに北側に緑の色がついているエリアが残っている。この植生図で見ても、委員の御指摘のとおり、甘南備山が残っていて、周りの緑と道路付近で分断されているような状況はあるのかなと思う。また、甘南備山の南に神社があり、緑が残っているというところも、この植生図の中の緑のエリアに含まれてくる。

今回の事業との関係では基本的に、開発行為をするのは、この国道より南側のエリアになるので、少なくとも甘南備山付近の緑に直接的に手をつけるような行為はない。

それと、計画地に隣接して甘南備園という既存の清掃工場が今稼働している現状でも、ごみ収集車がこの計画地付近、307号を使って一定程度、出入りしている状況がある。

その観点から、まず、今回の事業での直接開発で、甘南備山付近の緑に影響を与えることはないということと、その運搬車両の走行の関係での変化という観点で見ると、現状からの比較という観点も含めると、そう重大な影響はないと思っている。

先ほど煙突排ガスの関係で、酸性化した汚染物質が拡散したときに、それによって枯れてしまうとか、そういう影響については、先ほどちょっとパワーポイントで説明させていただいたように、31ページ、32ページあたりで、100メートルの場合と59メートルの場合の比較結果を示しているが、煙突排ガスの排出濃度はかなり低く抑えられるような技術進展をしている。現状の基礎濃度に対する煙突からの寄与というのは、桁が二桁、三桁違うぐらいのレベルになっているということと、32ページのコンター図を見比べていただくと、甘南備山付近に少し濃度が高くなると示されるが、100メートルと59メートル、左右見比べていただくと、そう大きな違いはない。

ただ、この排ガスについては、仮定の仮定を踏まえて検証しているので、今後はもう少し具体的な現地の気象条件も踏まえて、しっかり検証した上で、影響が懸念される部分があるとするれば、委員からの御意見にも留意していく。

ロードキルの影響については、車両の走行状態から大きな問題は、現状と比べても出てこないと考えている。307号の現況の基礎交通量が1万5,000台ぐらい走っており、それに対して、ごみ収集車両、もしくは工事中の運搬車両については、1日で見ても、今後計画する部分では、せいぜい数百台ぐらいという現況交通からの増加なので、そう重大な影響というのは考えにくい。

この配慮書の段階では文献資料ベースで、どんな生物相があるかというのを整理しているが、計画地の範囲に限定的にどういう生息地があるかというのは、現地調査をしていないので把握できていない。ただ、区域周辺では、こんなものがある可能性があるということと、配慮書の中で確認種目録等を整理しているところであるが、今後は実際、このエリア付近で開発行為をしていくに当たっては、しっかり調査をした上で、必要な対策というのを考える必要があるので、方法書以降の段階では現地調査をして、それを踏まえた必要な対策というのを検討していく必要がある。

委員：既に国道自体が生物の大きな分断になってしまっており、南と北が既に断ち切られた状態になっている。これによりいろいろな生物が、具体的には、哺乳類であれば、どうしても南から北へ分散したりということがあり、そういう中で通り抜けようとして、ひかれたりするのがそういう形で出てくると思っている。

これから詳しい植生図や、そういう生物相のチェックが行われるというのを確認したいが、この地域というのは灰色に塗られているが、結果的には結構緑が多い地域である。そういう意味で、その辺に十分に配慮した開発がなされることを期待したい。

ここの地域は、南と北をつなぐ最後の砦みたいな地域なので、開発には本当に細心の注意が必要で、つくられた後もグリーンベルトを確保するような配慮というのが、やっぱり自然を後へ残していくという観点からも、最後に残ったところを潰すというのが重要に思われ指摘した。

委員：この植生図を見る限り国道沿いは、開発地がベルト状に広がっている中で、ほぼ唯一の接点になっている。生き物というのは、少々の面積の緑があっただけではもちろん生きていけなくて、広範囲を移動したり、あるいは、そこになかったものが、また周辺の森林から戻ってくるのがあって、ようやく存続的に生きていけるので、この機能を最大限失わないようにしていただきたい。

特に里山の森林と例えば水田や平地の間を行き来するような生き物というのもおり、間がたとえ平地であったからといって、重要な生き物がないとは限らないので、その点、重々に注意していただきたい。特に、絶滅危惧になっていなくても、里山環境でしか生きていけないものがあるので、そのあたりの御注意をいただきたい。

あと、文献調査をしていただいて、配慮書2-36、(5)でリストが掲載されてるが、国の自然環境保全調査、第2回から第6回と京都府のレッドデータブックを用いておられるということで、自然環境保全調査は、メッシュデータとして位置情報があるが、平成17年が最新ということになっている。この使われているものとしては最新ということで、少し不安がある。逆に、レッドデータブックについては、京都府域に限られていて、また、メッシュというわけではなくて、かなり大きな単位での分布図を示している。

そこから重要種を抽出すること自体はいいが、特に枚方市側、大阪側の情報が使われていない、あるいは使われていないように見えるということが問題かと。枚方市等でも生物についての分布情報の蓄積というのはあると思うので、そのあたりをしっかりと使っていただくことは大変重要かと思う。リストに漏れているものがあれば、それは十分取り入れていただく必要がある。また、2-43ページ、事業実施想定区域周辺で確認されている動物の生息状況ということで、東部清掃工場の建設時の評価書が用いられている。これ、最新でも平成11年ということで、こちらも少し古いものになっている。

平成24年に東部スポーツ公園の環境影響評価が出ているので、そちらの情報というのをしっかりと使っていただかないと、例えば、開発したことによって新たに生き物が定着するといったこと。それも貴重なものが定着するということもあり得るので、最新の情報についても、あわせて使っていただくようお願いしたい。

事業者：パワーポイントの11ページのところの下側の自然環境の一つ目の箇条書きのところ、「施設の配置・構造物の検討に当たっては、地形改変の程度を極力限定することなどにより、生物への影響低減に努める」ということは、あくまで概略の基本スタンスでしかないが、その必要性は事業者サイドとしても、できるだけ自然環境についても配慮していかないといけないという認識は持っており、配慮書にこういう記載をしている。

いただいた御意見の趣旨も十分考慮の上、今後、データを把握した上で、必要な対策、配慮というのは検討していこうと事業者としても考えている。

今回、事業計画地が京都府側に入っているということで、京都府エリアについてはレッドデータブック等も考慮して、ちょっと重点的に整理してきた側面はあるが、今後、方法書以降、具体的な調査計画を検討していくに当たっては、実際どんな生物がいる可能性があるかというのは、できるだけ幅広く認識した上で、存在している可能性があるものを逃さないような調査計画というのを考えていく必要があると思うので、今後の方法書以降の整理に当たっては、今の御助言を踏まえて枚方側のデータについても、使用可能な最新のデータがあれば、取り扱うことも検討していく。

あわせて、東部スポーツ公園のアセス図書も公表されていて、比較的新しいデータもあるということも同様に、計画地周辺の生物相を把握する参考となる可能性があるとする

れば、ちょっと現状の想定というところで、今後参考にしていくことも検討したい。

委員：枚方市の問題になると思うが、配慮書1-6を見ていただけるか。

現状の穂谷川清掃工場並びに東部工場と新設の位置関について、現状の穂谷川清掃工場は、枚方市の空間的な重心によって、回収のときの輸送経路がほぼ最適な位置にあると思われる。ところが、これがなくなる。今後は各地点から、例えば一番北とか一番西から発生するのが個別分散的に、この新しい新設工場に向かうという話か。

事務局：その部分については、内部的には検討しているところで、中継施設を設けるべきかも含めて、搬入ルートを検討していかないといけない。

委員：輸送効率、騒音、渋滞、エネルギー消費、CO<sub>2</sub>の観点から多分、計画論的には破綻してしまっていると思うので、どんな形かわからないが、今あるところがストックヤードになってバッチ処理で送るとか、いろんなやり方があると思う。ぜひまた教えていただきたい。本体側で設計を頑張っても、そっちが破綻していると何にもならないというのがある。

事務局：そのことを危惧している。

委員：パワーポイントの一番最後のA案、B案比較のところ、大気質の影響というのは、高くして拡散させたほうがいいのか、低くして視覚濃度は高くでもいいから範囲を狭くしたらいいのかというのは、どちらともいえないと、説明を聞いていて思ったが、ここで丸と三角で評価されているが、どちらも三角ではだめなのか。

環境評価上はどちらも三角だが、ほかの理由でAがいいと言っていたほうが納得できるように感じた。

委員：付け加えて、パワーポイントの31ページで煙突の評価をされているが、これを見ると、煙突から出てくるものによる寄与が、バックグラウンドよりもずっと低いので、煙として煙突から出てくるものの内容を聞きたいが、バックグラウンドよりも高い濃度のものが出るのか。

事業者：出口濃度か。

委員：機械として、プラントから排煙として出てくる濃度は、バックグラウンドよりも高い濃度のものが出るかどうかというのが1点。

加えて、煙突がどうしてこの高さでないといけないかという説明がないので、それがなければ、100メートル、59メートルという比較をしても意味がないのではないか。

というのは、そもそも出てくる廃棄物が、濃度が薄いのであれば、バックグラウンドよりも薄くまで技術的にできるのであれば、煙突を高くする必要性はないと普通の考えでは思う。なので、どうして煙突をこの高さまでにしないといけないかという理由を示していただかないと判断ができない。今後プラントの設定が確定した時点で、そもそも煙突からどういう濃度の何が出てくるのかということは明示していただきたい。それが影響がある濃度でないのであれば、濃度の分布を考えること自体があまり意味がないし、拡散させないといけないのであれば、このぐらいの高さにしないと拡散できなくて、周りに影響を及ぼすので、これだけの高さが必要だという説明をしていただきたい。

事業者：煙突からの出口濃度としては、配慮書の1-12ページのところに環境保全目標ということで、この濃度以下にして放出するようにするという出口濃度の目標値を、例えば硫黄酸化物で、出口では10ppmとしている。先ほどのバックグラウンドでは、硫黄酸化物、二酸化硫黄になるが、バックグラウンドとしては0.014ppmぐらいの現況濃度になっているので、それに比べると10ということで、やはり出口濃度の出口地点では、バックグラウンドに比べれば高い濃度で出ていくことにはなるということになる。

委員：では、その濃度にするためには、煙突はどのぐらいの高さが必要かということを示していただく必要があると思う。100メートル立てる、59メートル立てるといふところの説明の意味がよくわからない。

事業者：煙突の高さについては、59メートルの場合でも、100メートルの場合でも、環境基準は

十分達成できるという検証結果が出ているが、一方で、既存の東部清掃工場が実際、100メートルの煙突を立てており、住民目線で見たときに、煙突から汚い有害なものが出るのではないかというような不安を抱えられている方もまだまだ多いかと思われるので、その辺の対外的な説明も考えていく中で、純粋に煙突からの排ガスの影響の観点だけで決め得るものでもないと考えている。

委員：高いほうが安心だと思いう意味か。

事業者：できるだけ高いところから拡散して、近場に高濃度な状態が生じないように配慮して、煙突の高さを高くするというケースが多いと思われる。

委員：ただ、今は計算ができて、どのぐらいの高さになったらどのような濃度になっていくということがわかっているので、そういうものを示しさえすれば、そういうことを示して納得していただくとう方がよいのではないか。高いほうが安心ですよというようなのは全然理由というか、説得の方法としてはよくなく、実際に計算しているのも具体的にどうかということをやっているわけで、それにより説得されるのがよいのではないか。見た目、高いほうが安心そうだから、高いほうがよいというような理屈ではなく。煙突の高さというのはその濃度だけでなく、プラントの性能上、どのぐらいの高さが必要か、そういうことも多分入ってくると思うし、それから、どのぐらいの高さになれば基準値以下まで抑えられるかというふうなことも、せっかくシミュレーションできるのであればやって、このぐらいの高さまで、基準値以下に抑えるために必要ですということを書いていただければ、納得しやすいのではないか。

委員：そういったデータがあれば、この丸・三角もつけやすくなるかと。

事業者：御指摘の趣旨はよく理解できるが、これまで施設の計画についての基本構想等を一部公表してきているところで、その中で煙突排ガスへの配慮という観点では、できるだけ煙突高さを高くして、排ガス影響の低減に努めるというような趣旨のスタンスがある。

委員：今の技術だと、かなりその濃度を抑えられるので、高くして拡散を広げるというのは昔の考え方で、昔はその濃度を、そもそも出す濃度が濃かったので薄めましょうということで高くしていたというふうな理屈だと思う。だから、今の技術でできる範囲で、できるだけやれることをするという説得の方法として考えていただいたほうがよい。

特に煙突の高さが高いほうがよいというのは、一般的な人から考えたときにそういうふうに思うのか。僕は、そうは思わないですけど。そもそも高くする必要があるかないかを考えるのが普通の人の考え方だと思う。だから、煙突の高さが幾らありきというような判断の仕方は理屈として違うのではないか。

事業者：繰り返しになるが、既に対外的に、ある程度意思表示している施設の基本構想とかも含めて、これまで対外的に出ている方向性の中で、できるだけ排ガス影響については、低減に留意をしていくという方向性の話は一定程度してきている経過もある中で、委員の御指摘の趣旨は十分理解できるが、環境側面だけではなくて、そういった地元との関係等も含めた中で事業計画サイドとして、その選択肢の可能性を、今は100メートルと59メートルというのを前提条件として検討してきている。今回、それを前提に配慮書の検討を比較・評価しており、仮に、その前提とした100メートル、59メートルで環境影響の側面で非常に問題があれば、それは、その問題に対して対応をしっかりしていけないといけないうところになるが、今回、配慮書の中で比較・検討した結果、いずれの案でも結果的には、大気の影響の観点でも実害はないだろうと。

委員：それだったら59メートルでいいのではないか。

事業者：いや、ただ、相対的に寄与濃度で見ると、59メートルのほうが濃度が高くなるという結果が出ている中で、施設の煙突からの影響をできるだけ低減していくというスタンスの中で、少しでも住民の安心を高めるためにということで、100メートル案のほうが大気の関係では優

位であろうという評価をしている。

ただ、先ほどの景観の話とかいろんな側面の話もあり、ある要素を優先したときに、ある要素に対してはデメリットになるという場合もあり得る。

デメリットが出たとして、それは問題なのかどうかというところについては、そのデメリットに対しても何らかの環境保全対策をとということで、実際、結果的な影響が出ないような形で配慮ができれば、それは環境配慮をすることで影響は防止できるということになるかと思う。この煙突の高さについては、事業者のこれまでのスタンスと対外的な対話の過程の中で、前提として100メートルと59メートルというのを検討し得る条件ということで示しており、今後、この100メートルか59メートルというのは、決めていくことになるので、その決めた高さに対して実際問題がないのかどうか。問題があれば、どんな対策が必要かというところは詳細に検証していった対外的に、結果的に環境面で問題がないような、環境に配慮した事業推進を進めていくことが、地元との合意形成においても重要な側面なのかなとは思っている。

会 長：本案件については、本日出されました意見、それから、本日欠席されている委員について、事務局に意見聴取をさせた上で答申案をまとめたいと思う。

なお、京都府への住民意見の締め切りが6月7日となっているので、本日以降、住民意見の追加があれば、事務局のほうから各委員に報告をしていただく。それを見て委員から追加の意見があれば、それらも加えまして、取りまとめさせたものを答申案としたいと考えている。

後日もう一度審査会を開催し、皆お集まりいただくことは、なかなか難しいので、私、会長のほうで事務局が取りまとめた答申案を確認した上で、委員の皆様を送らせていただくとともに、私のほうから市へ答申したいと考えているが、それでよろしいか。

各委員：（異議なし）

会 長：それでは、そのように取り扱わせていただく。

これをもって第1回枚方市環境影響評価審査会を閉会する。